



**Niigata**

交通反則通告制度編

**Prefectural Police**

新潟県警察本部交通部交通企画課

# Niigata Prefectural Police

# 交通反則通告制度

## 交通反則通告制度とは

反則行為をした16歳以上の者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について刑事手続\* や少年審判\*\* に移行することがない制度をいいます。

- \* 犯人を明らかにして犯罪の事実を特定し、科すべき刑罰を定める手続であり、送致、検察官による起訴・不起訴の判断や裁判を含めた一連の手続
- \*\* 非行を犯した少年を更生させることを目的とした、家庭裁判所における手続

# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

## 【青切符の例】

交通反則告知書 (番号)

告知日時 令和 年 月 日 午前午後 時 分

警察官の氏名 警備等及び氏名 警備等 警備等

住所 令和 年 月 日 公安委員会交付時

違反種別

違反内容

違反場所

違反時刻

違反行為の種類

違反行為の程度

違反金額(円)

000円

道路交通法第119条の規定により上記のとおり告知します。

## 青切符の交付

16歳以上の者が行った自転車の「反則行為\*」に対して、青切符による処理が行われます。

違反者には警察官から、反則行為となる事実等が記載された「青切符」と、反則金の納付時に銀行や郵便局の窓口を持参する「納付書」が交付されます。

## 【納付書の例】

納付書・領収証書 国庫金

住所

氏名

納付場所 日本銀行本店、代理店又は蔵入代理店

納付期限 令和 年 月 日限り

納付期限後に納付することはできません。

(番号)

内閣府主管 (番号)

(取扱店名(番号))

金額 万 千 百 十 円

現金納付

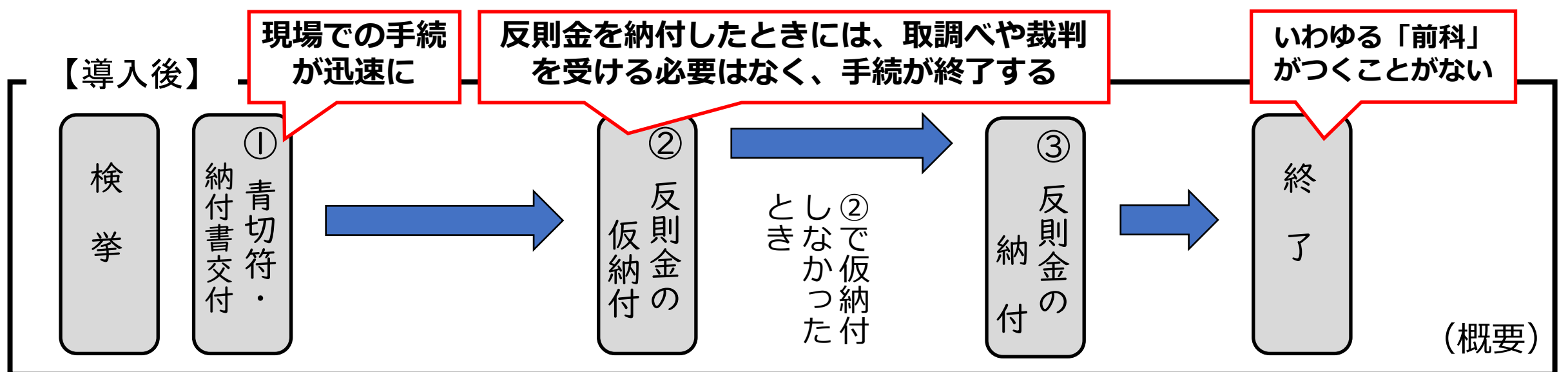
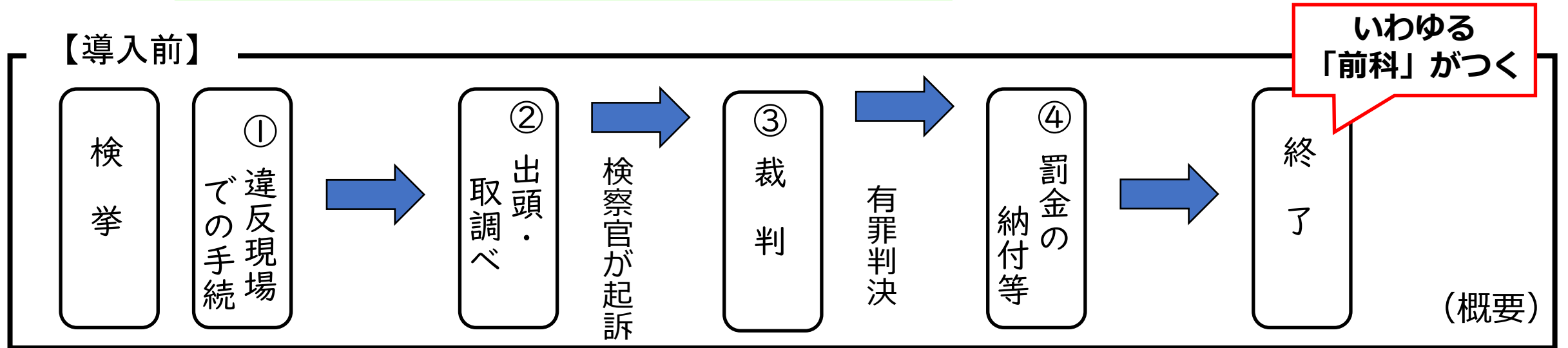
上記の金額を領収しました。(領収日付印)

有価証券又は収入印紙による納付はできません。

\* 一時停止違反や信号無視等、定型的、明白な一定の違反行為を指します。

# Niigata Prefectural Police 交通反則通告制度

## 青切符の導入前と 導入後の違い





# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

## 自転車の指導取締りの基本的な考え方

警察では、自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で**指導警告**を行います。

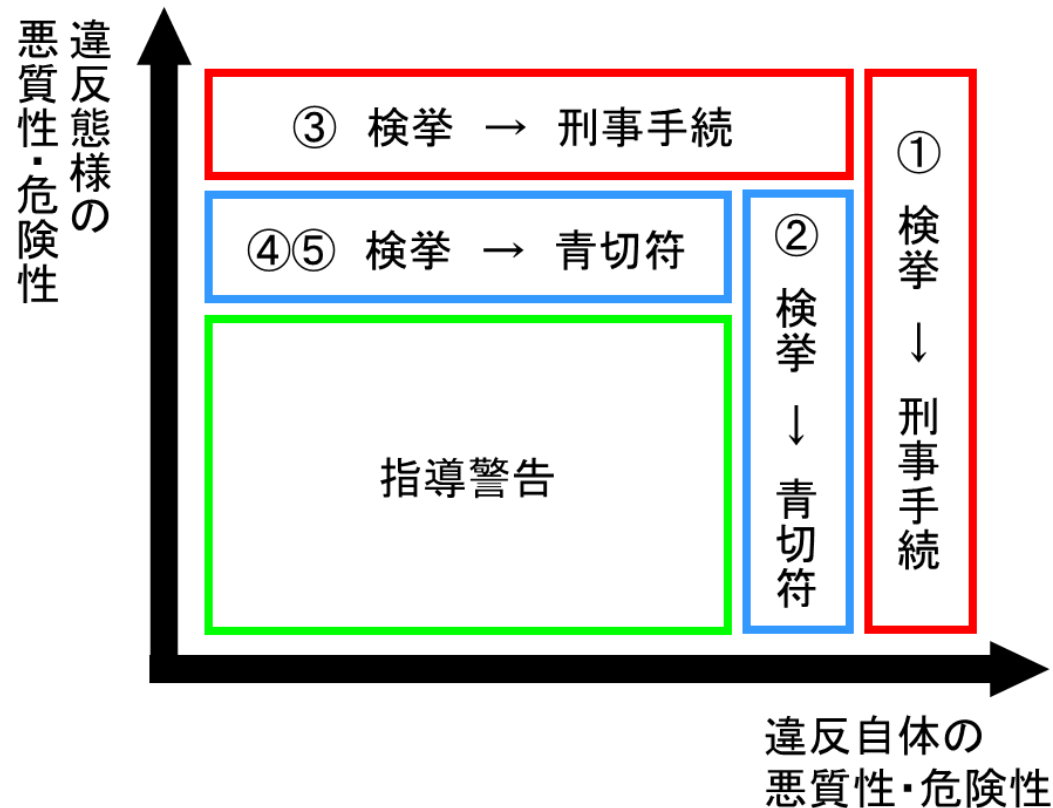
ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**

「違反自体が悪質・危険なもの」 (①・②)

「違反態様が悪質・危険なもの」 (③・④・⑤)

であるときは検挙の対象になります。

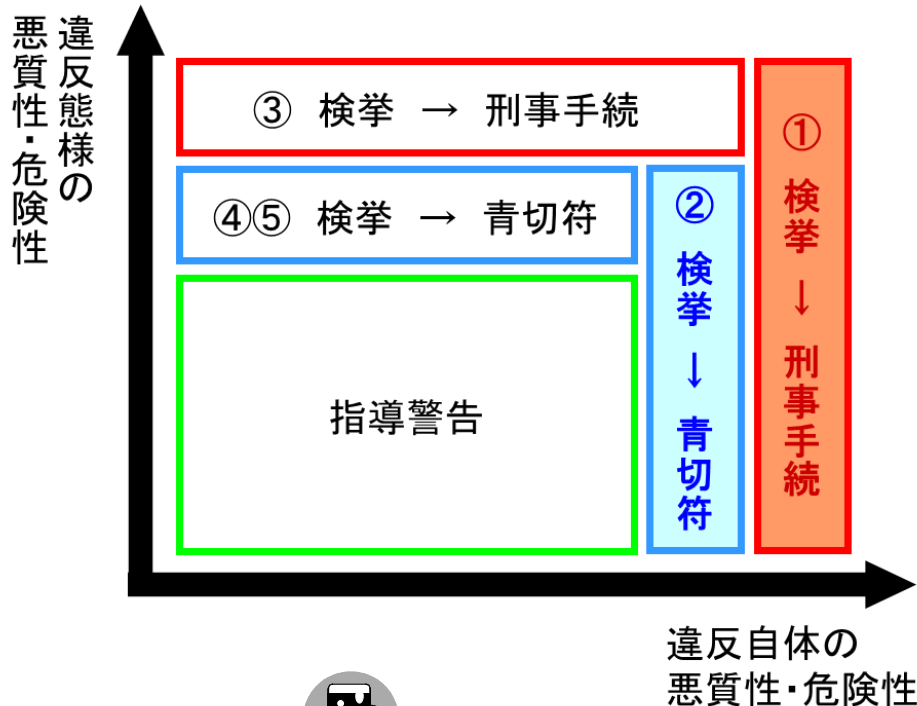
### 【検挙の対象となる悪質・危険な違反】



# Niigata Prefectural Police 交通反則通告制度

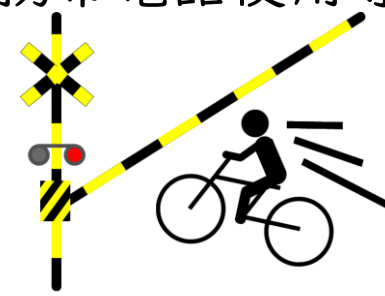
自転車の指導取締りの  
基本的な考え方

## 検挙の対象となる行為



## 違反自体が悪質・危険なもの

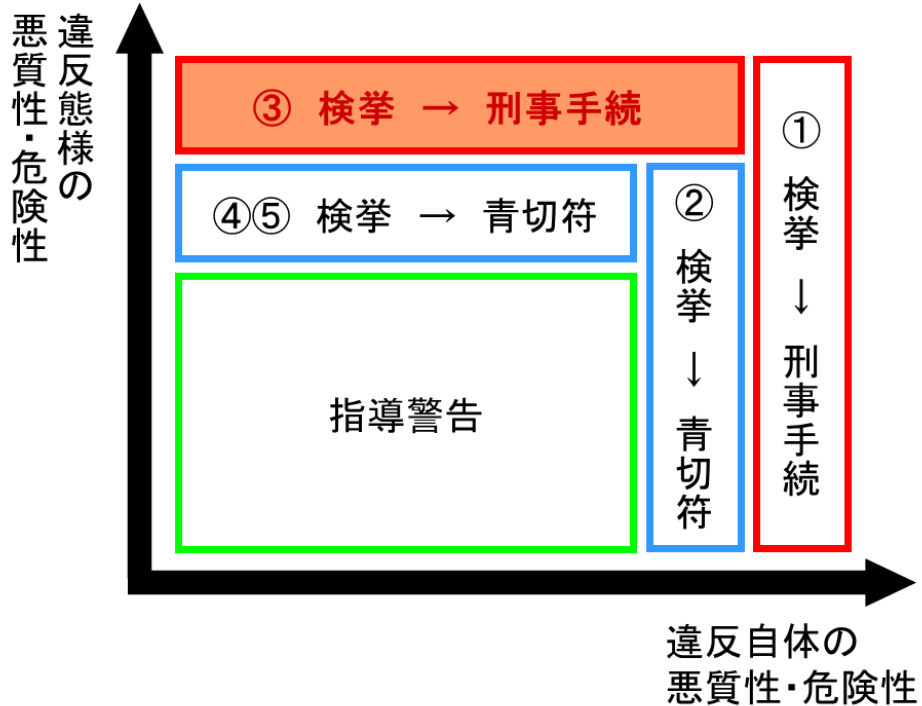
- ① 刑事手続によって処理される重大な違反  
→ **刑事手続**  
例：飲酒運転、妨害運転、ながらスマホで道路における危険を生じさせたとき
- ② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反  
→ **青切符**で検挙  
例：遮断踏切立入り、自転車制動装置不良、携帯電話使用等（保持）



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

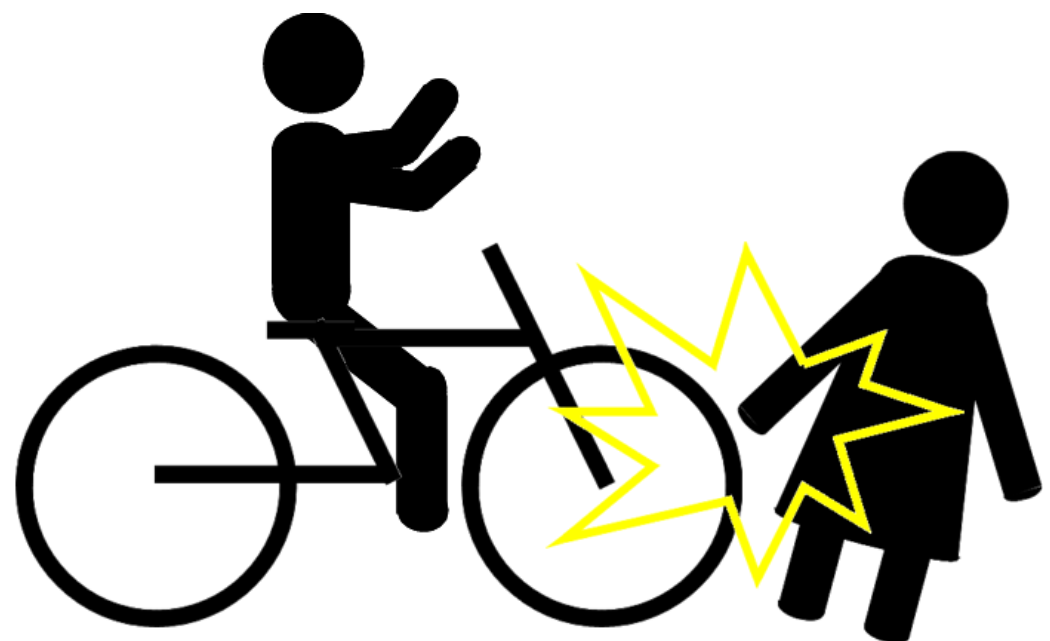
自転車の指導取締りの  
基本的な考え方

## 検挙の対象となる行為

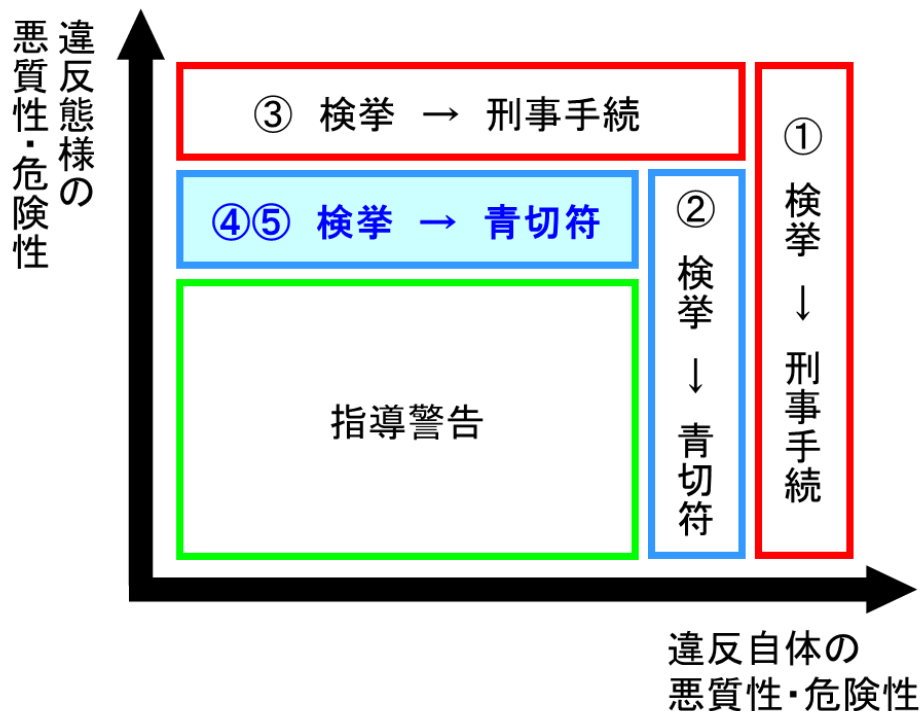


## 違反態様が悪質・危険なもの

- ③ 交通違反をして事故を起こしたとき  
→ **刑事手続**  
例：ハンドルから手を離して自転車を運転し、歩行者と衝突したとき



### 検挙の対象となる行為



### 違反態様が悪質・危険なもの

- ④ 反則行為の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まったりしているとき  
→ 青切符で検挙

例 1 : 反則行為により、歩行者が立ち止まったり、他の車両の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき

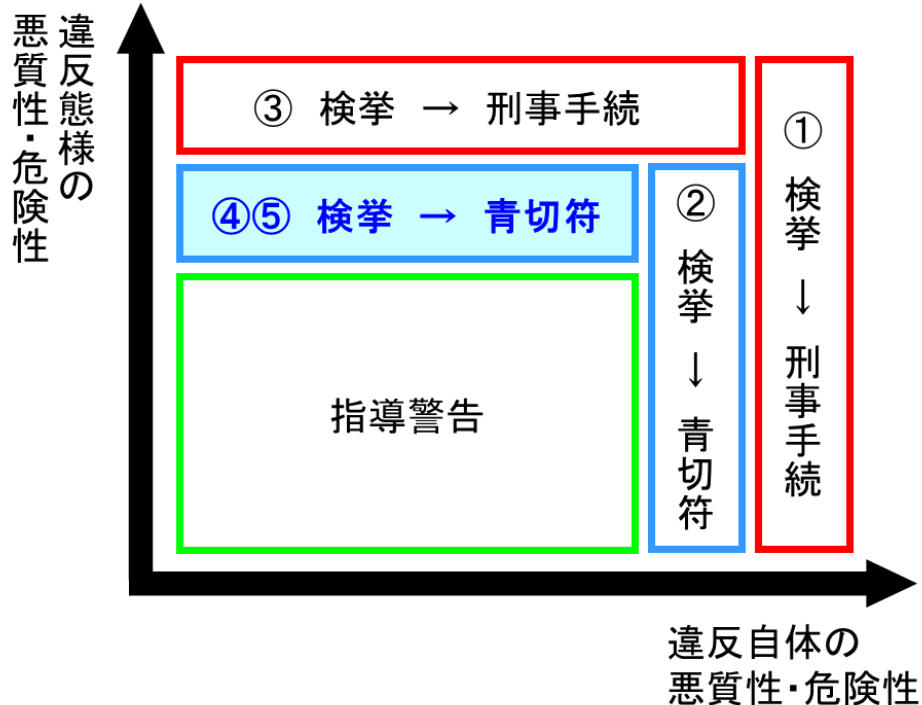
#### 具体例

- 
- ・ スピードを出して歩道を通行したため、歩行者を立ち止まらせた
  - ・ 信号無視で交差点に進出し、青信号で進行している車両に急ブレーキをかけさせた

# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の指導取締りの  
基本的な考え方

## 検挙の対象となる行為



## 違反態様が悪質・危険なもの

- ④ 反則行為の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まったりしているとき  
→ 青切符で検挙  
例2：反則行為を同時に2つ以上行っており、事故の危険が高まっているとき

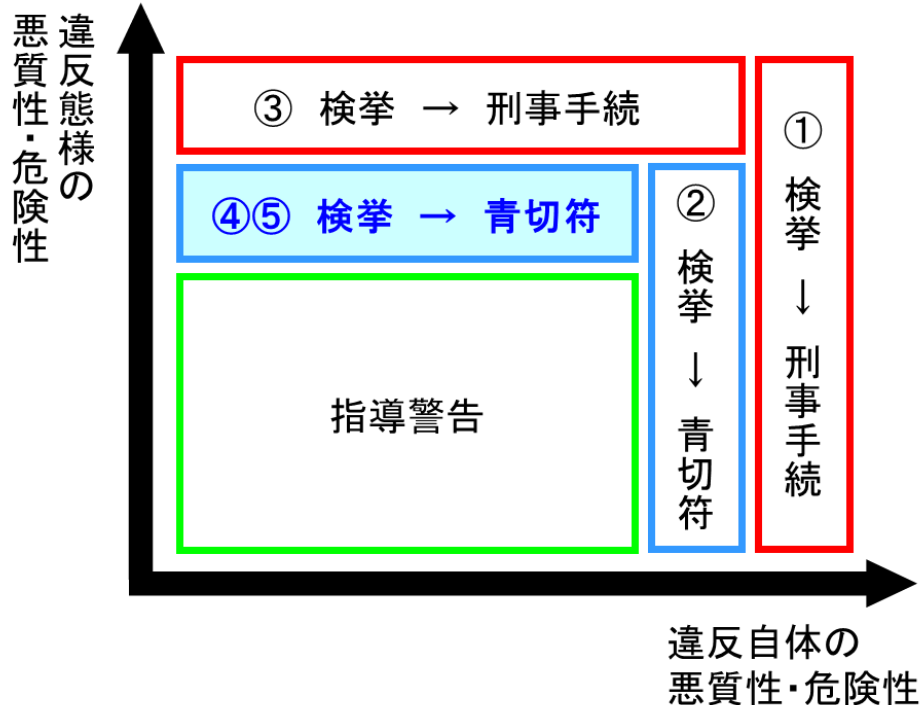
具体例

- 
- ・ 2人乗りをしながら、赤信号を無視
  - ・ 傘を差しながら一時不停止

# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

## 白転車の指導取締りの 基本的な考え方

### 検挙の対象となる行為



### 違反態様が悪質・危険なもの

- ⑤ 反則行為であることについて警察官から指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき  
→ 青切符で検挙

例1：指導警告に従わず、右側通行を継続したとき

例2：前方で指導取締りを行っている警察官を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 携帯電話使用のルール

携帯電話を手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したときは**携帯電話使用等（保持）**として、反則金（1万2,000円）の対象となります。

また、携帯電話を使用して、事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりするなどして、実際に交通の危険を生じさせたときは、**携帯電話使用等（交通の危険）**として、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科されます。



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

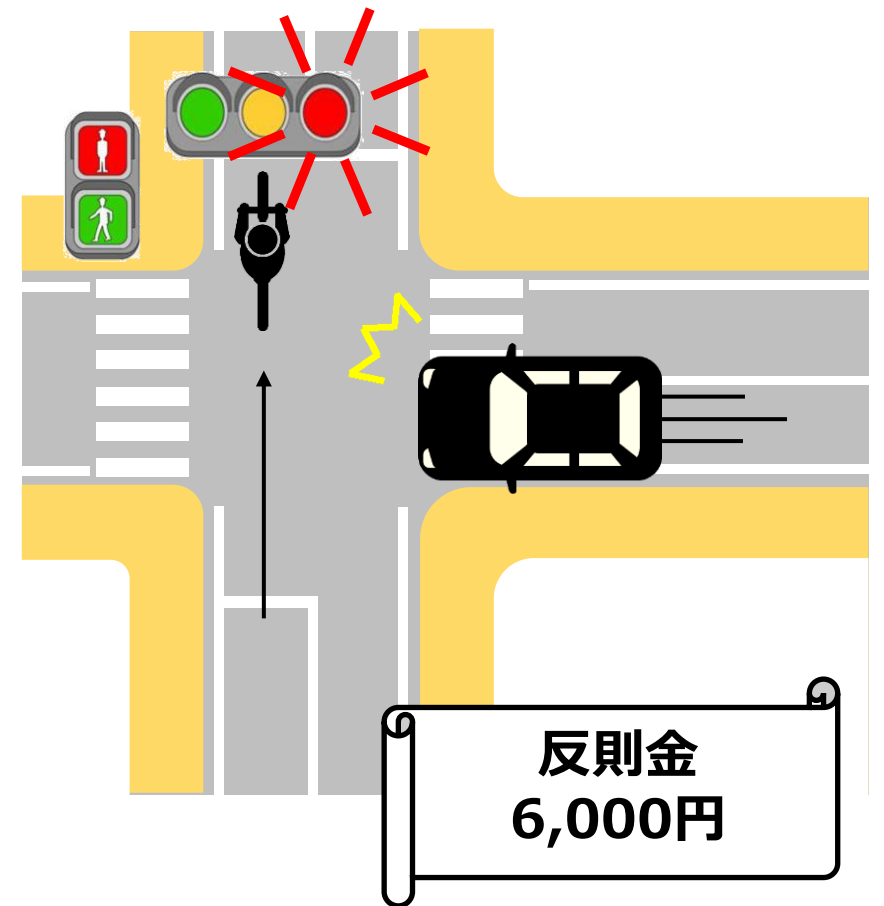
自転車の  
反則行為

## 信号に関するルール

自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います。

ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行するときでも、歩行者用信号に従ってください。

これに違反すると、**信号無視**として、反則金（6,000円）の対象となります。



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 一時停止に関するルール

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がないときは交差点の直前で一時停止しなければなりません。

これに違反すると、**指定場所一時不停止等**として、反則金（5,000円）の対象となります。



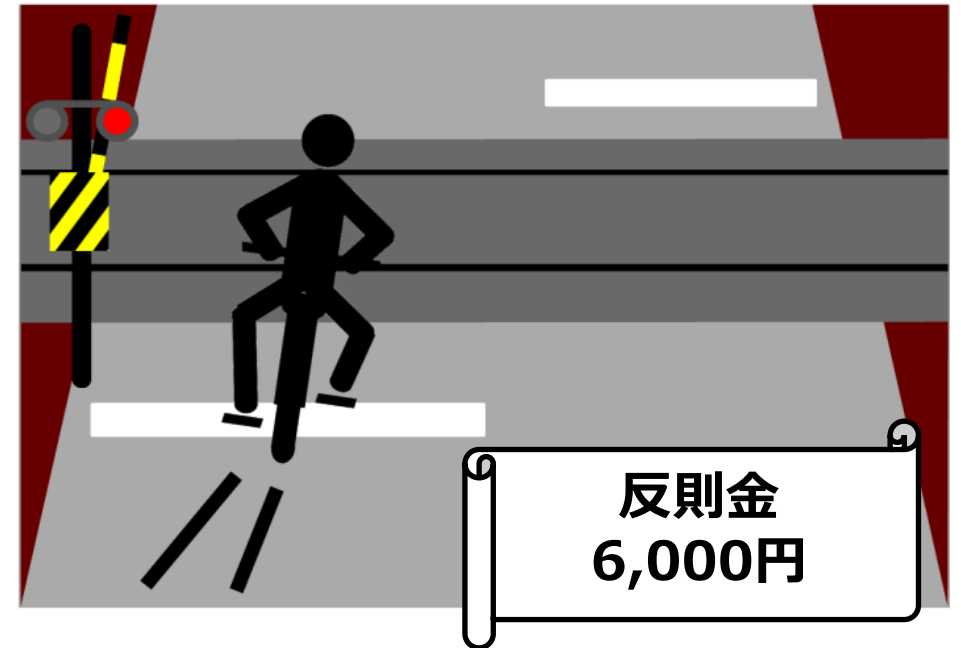
# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 踏切を通過するときのルール①

踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（停止線があるときはその直前）で停止し、安全であることを確認しなければいけません。

これに違反すると、**踏切不停止等**として、反則金（6,000円）の対象となります。



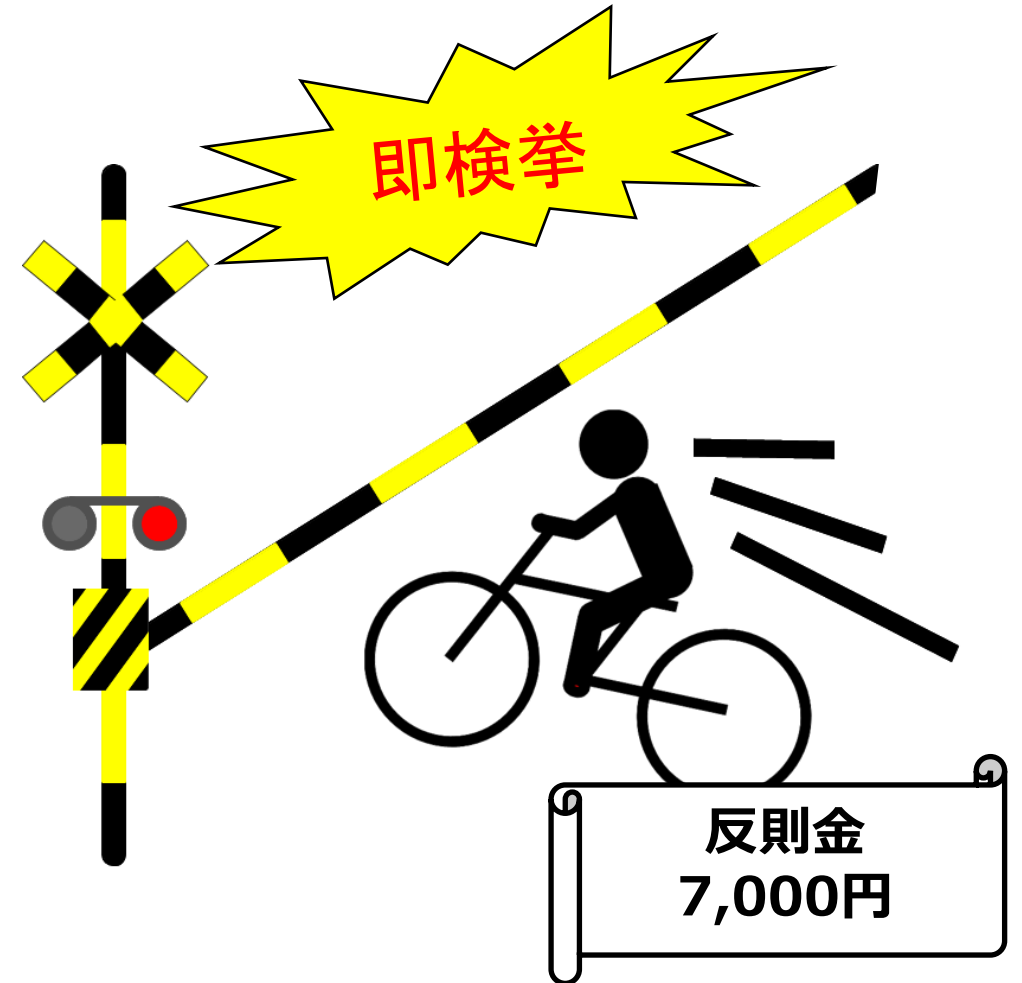
# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 踏切を通過するときのルール②

自転車で踏切を通過しようとするときは、踏切の遮断機が閉じようとしているときや警報器が鳴っている間は、その踏切に入ってはいけません。

これに違反すると、**遮断踏切立入り**として、反則金（7,000円）の対象となります。



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

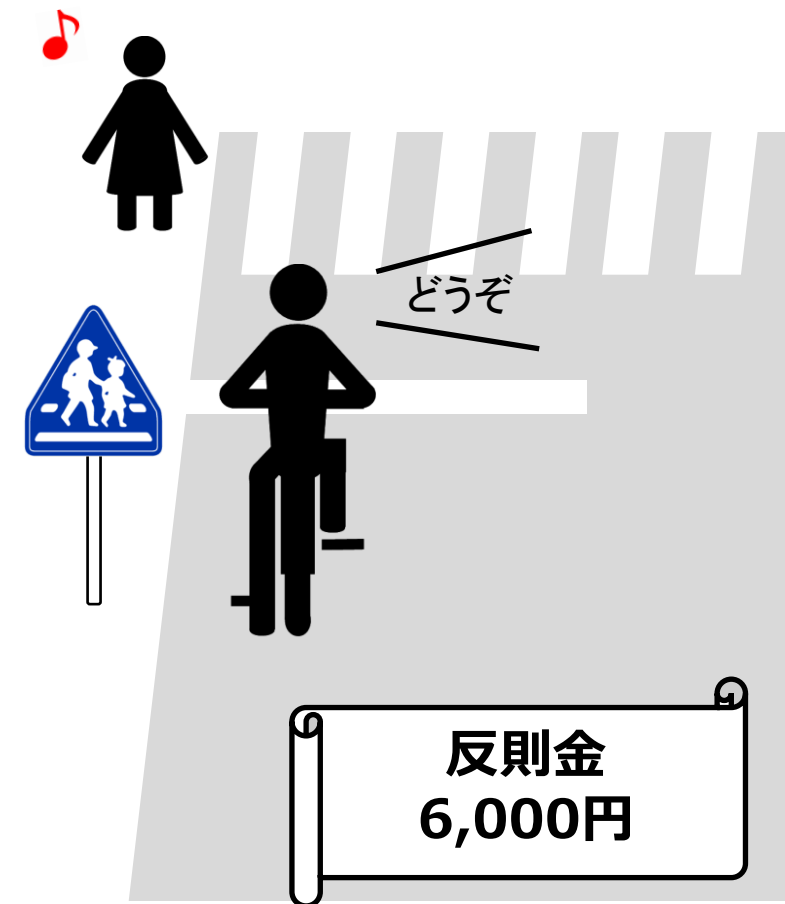
自転車の  
反則行為

## 横断歩行者の優先①

横断歩道に接近する場合には、歩行者がいな  
いことが明らかなきを除き、横断歩道の直前  
(停止線があるときはその直前)で停止するこ  
とができるような速度で進行しなければなりま  
せん。

また、横断中又は横断しようとする歩行者が  
いるときは、横断歩道の直前で一時停止し、そ  
の通行を妨げないようにしなければなりません。

これに違反すると、**横断歩行者妨害等**として、  
反則金(6,000円)の対象となります。



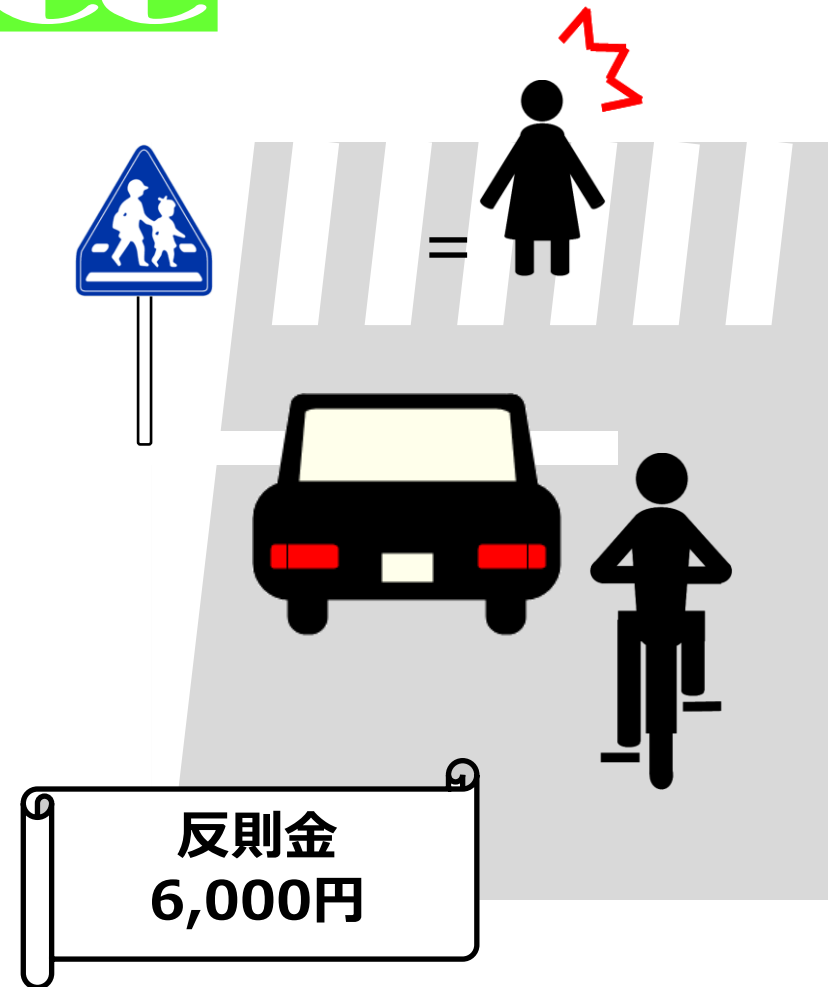
# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

## 自転車の 反則行為

### 横断歩行者の優先②

横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道又はその手前の直前で停止している車両がある場合において、その車両の側方を通過してその前方に出ようとするときは、一時停止しなければなりません。

これに違反すると、**横断歩行者妨害等**として、反則金（6,000円）の対象となります。



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

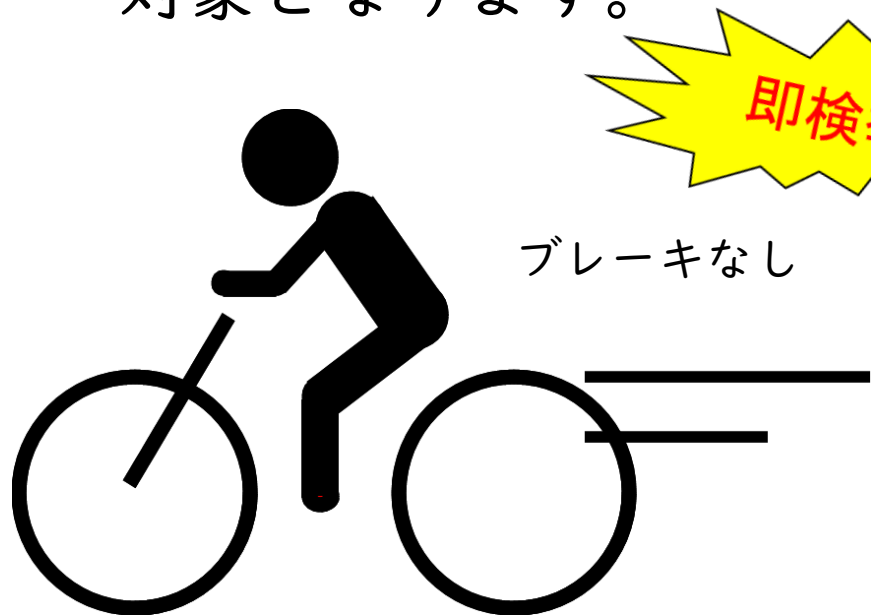
自転車の  
反則行為



## ブレーキが不良の自転車の運転の禁止

ブレーキがない自転車や、ブレーキが故障した自転車を運転してはいけません。

これに違反すると、**自転車制動装置不良**として、反則金（5,000円）の対象となります。



反則金  
5,000円

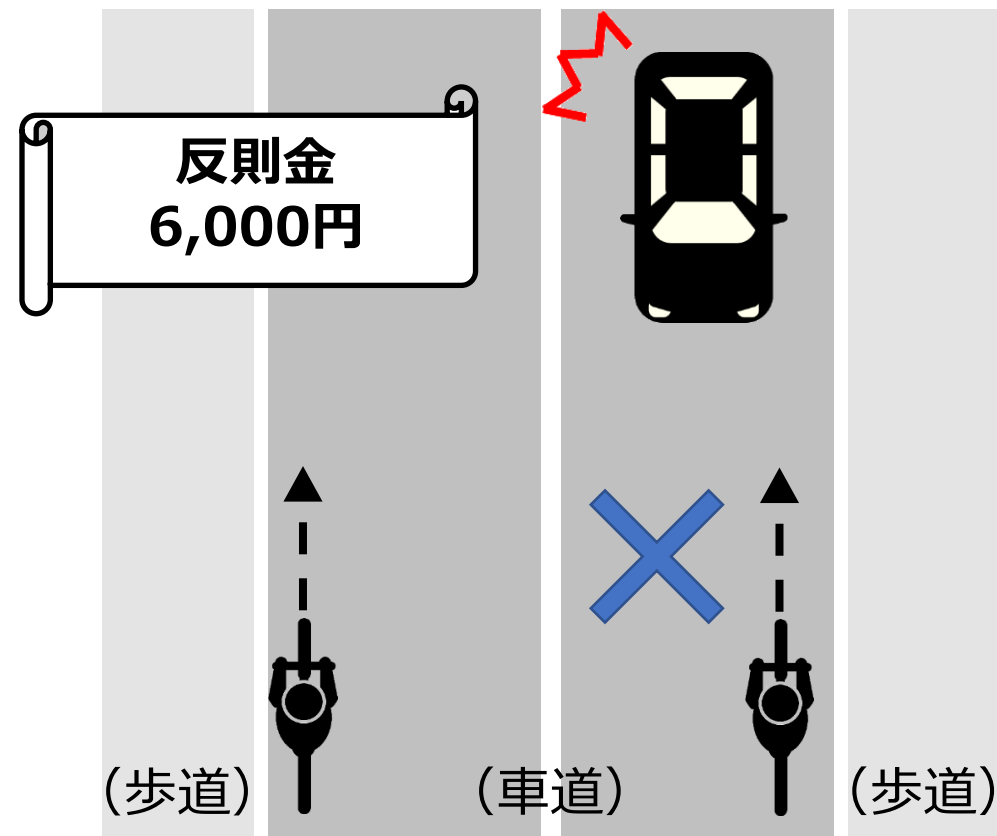
# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 左側通行のルール

基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

自転車の右側通行は、逆走となり、**通行区分違反**として、反則金（6,000円）の対象となります。



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 歩道を通行するときのルール

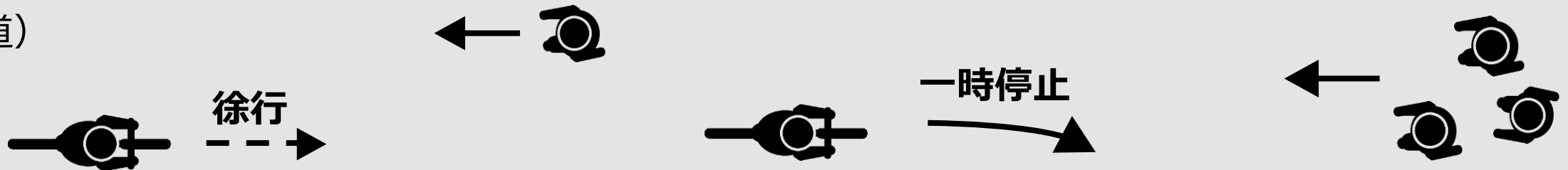
歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

これらに違反すると、**歩道徐行等義務違反**として、反則金（3,000円）の対象となります。

反則金  
3,000円



(歩道)



(車道)

# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

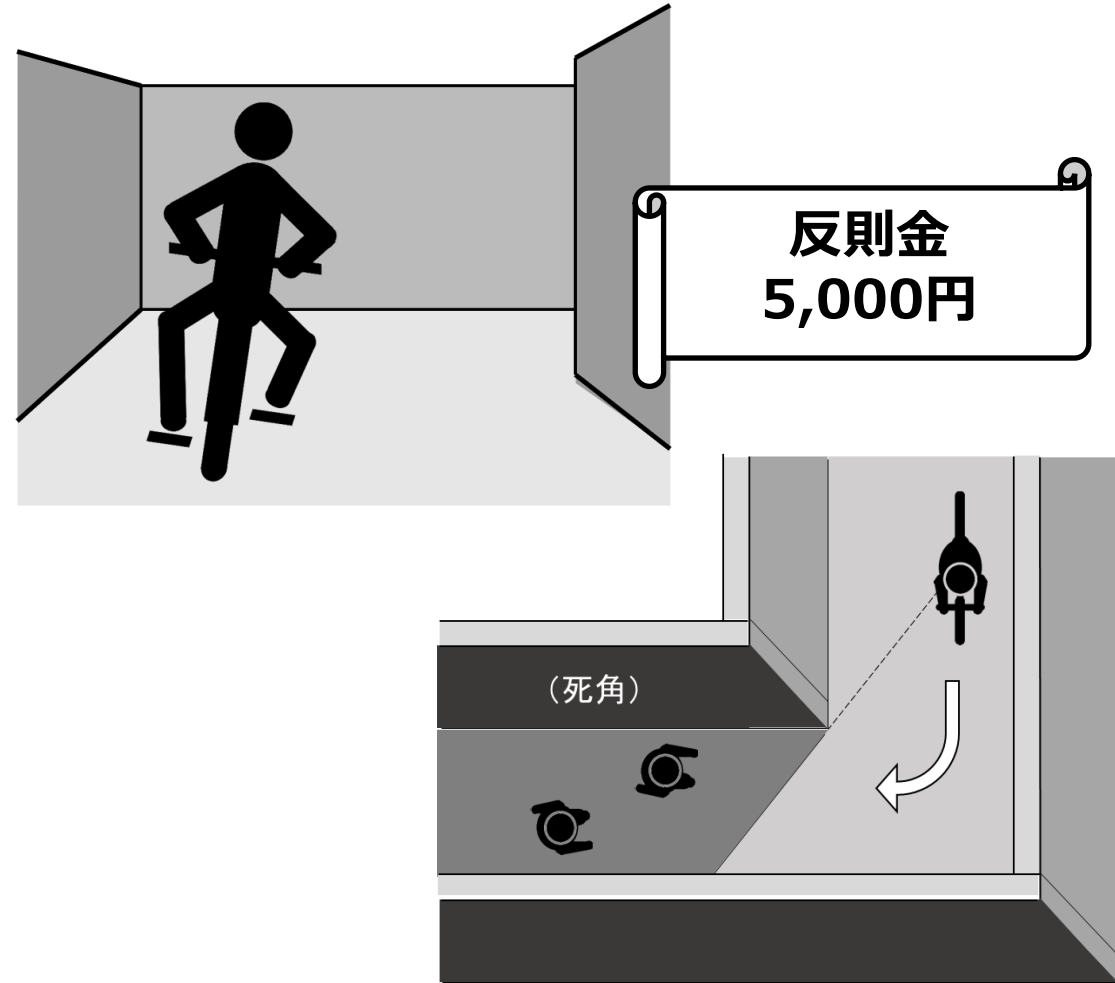
自転車の  
反則行為

## 徐行に関するルール

信号機がなく、左右の見通しがきかない交差点や道路の曲がり角付近では徐行\*しなければなりません。

これに違反すると、**徐行場所違反**として、反則金（5,000円）の対象となります。

\* 徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 安全運転の義務

自転車を運転するときは、自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければいけません。

これに違反すると、**安全運転義務違反**として、反則金（6,000円）の対象となります。

反則金  
6,000円



# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

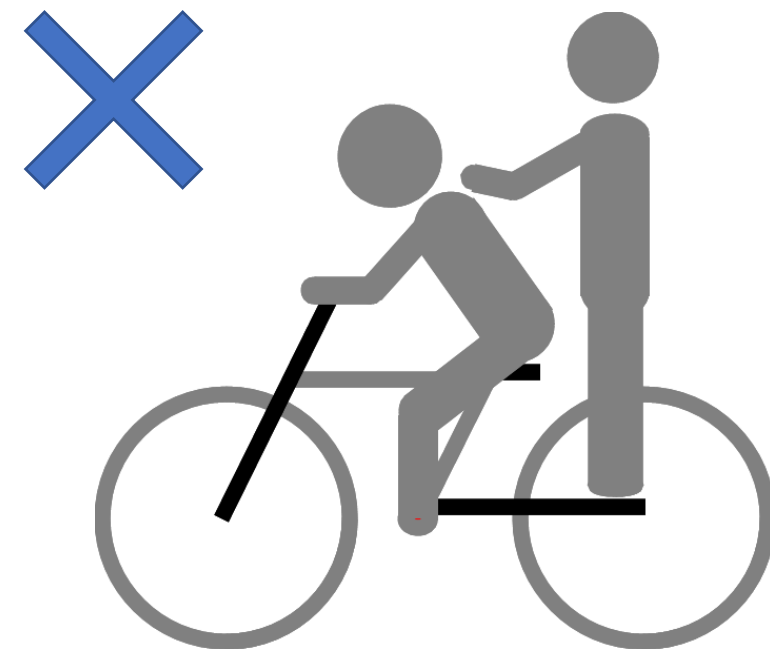
自転車の  
反則行為

## 二人乗りの禁止

自転車で二人乗り\* をしてはいけません。  
これに違反すると、**軽車両乗車積載制限違反**  
として、反則金（3,000円）の対象となります。

\* 16歳以上の運転者が、小学校入学前の者を幼児用座席に乗せて運転することや、タンDEM自転車や三輪の自転車で乗車するための座席がある場合は、自転車の運転者以外の者を乗せて運転することが、新潟県道路交通法施行細則で認められています。

反則金  
3,000円

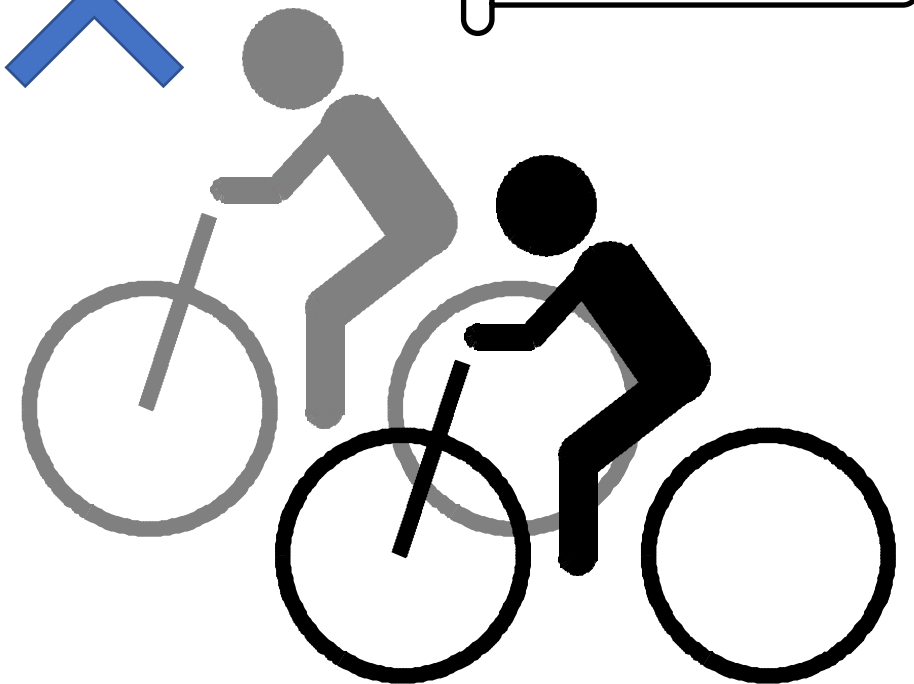


# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 並進の禁止

自転車は、並進してはいけません。  
これに違反すると、**並進禁止違反**として、**反則金（3,000円）**の対象となります。



反則金  
3,000円

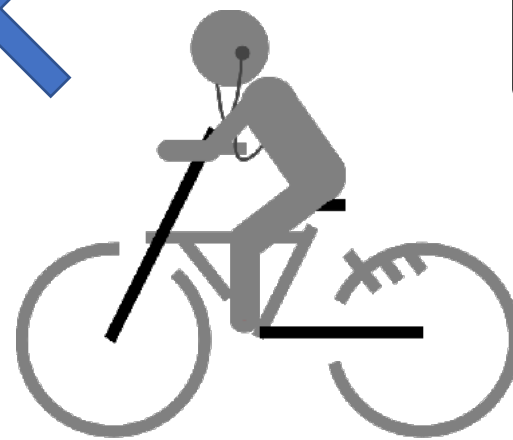
# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

イヤホンをしながらの運転、傘を差しながらの運転の禁止

新潟県では、新潟県道路交通法施行細則により、傘差し運転や、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転が禁止されています。

これらに違反すると、**公安委員会遵守事項違反**として、反則金（5,000円）の対象となります。



反則金  
5,000円

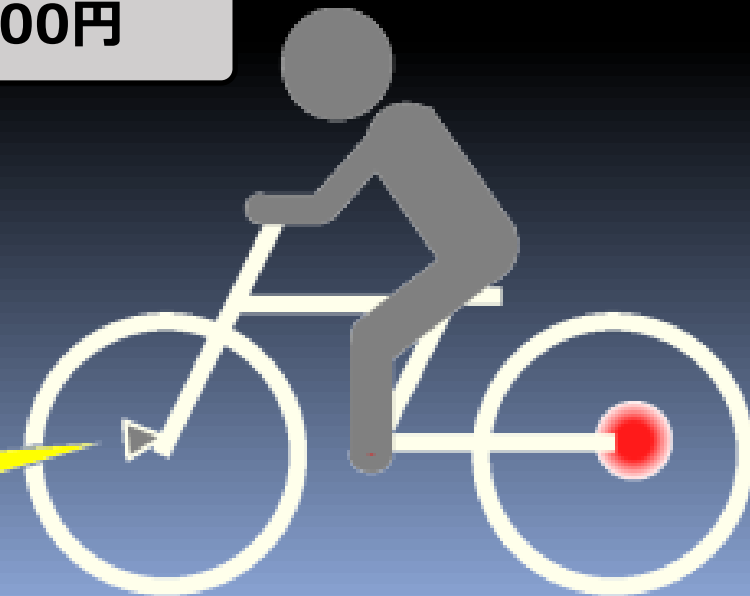
# Niigata 交通反則通告制度 Prefectural Police

自転車の  
反則行為

## 無灯火の禁止

夜間は、ライトをつけなければなりません。  
これに違反すると、**無灯火**として、反則金  
(5,000円)の対象となります。

反則金  
5,000円



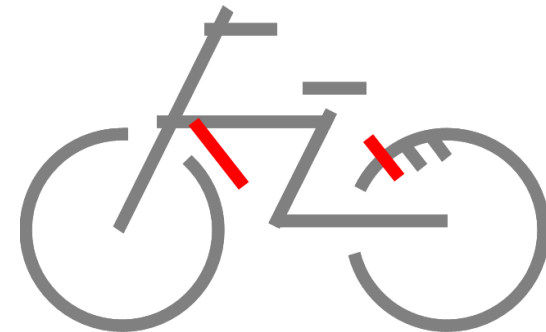
# Niigata Prefectural Police

# 自転車運転者講習制度

## 青切符以外に受ける処分

14歳以上の者が、信号無視、指定場所一時不停止等、酒気帯び運転等の16の種別の交通違反で、**3年以内**に**2回以上**反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、自転車運転者講習\*の受講が命じられます。

- \* 自転車運転者講習は、**3時間の講習**であり、受講料が必要です。  
公安委員会から受講を命じられたにもかかわらず、3か月以内に受講しないときは、**罰金（5万円以下）**の対象となります。

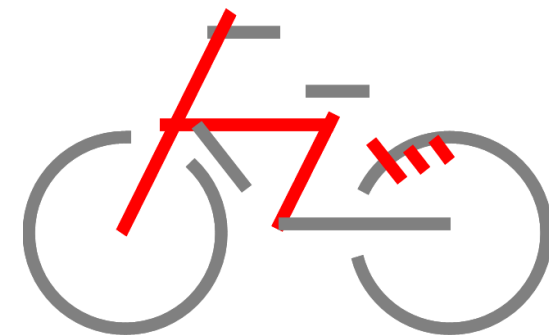


# Niigata 自転車運転者講習制度 Prefectural Police

## 自転車運転者講習\* の対象となる交通違反

- ① 通行区分違反
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路徐行違反
- ④ 歩道徐行等義務違反
- ⑤ 路側帯進行方法違反
- ⑥ 信号無視
- ⑦ 指定場所一時不停止等
- ⑧ 優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反
- ⑨ 交差点優先車妨害
- ⑩ 環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反
- ⑪ 酒酔い運転、酒気帯び運転
- ⑫ 妨害運転
- ⑬ 携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話使用等（保持）
- ⑭ 遮断踏切立入り
- ⑮ 自転車制動装置不良
- ⑯ 安全運転義務違反

\* 自転車運転者講習は、**3時間の講習**であり、受講料が必要です。  
公安委員会から受講を命じられたにもかかわらず、3か月以内に受講しないときは、**罰金（5万円以下）**の対象となります。



# Niigata Prefectural Police

## 運転免許の停止処分

### 刑事手続に加えて受ける処分

運転免許を有している者が自転車で交通違反を犯した場合であっても、運転免許の点数が付されることはありません。

しかし、公安委員会が、自動車等を運転することが著しく道路における**交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるとき**は、運転免許保有者に対して、6月を超えない範囲内で期間を定めて運転免許の停止処分\*が行われることがあります。

\* 自転車で**ひき逃げ事件**や**死亡事故**等の重大な交通事故を起こした場合や、**酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転**をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合に行われる場合があります。

